令和９年度
保育所・認定こども園
利用申し込みのご案内





北広島町役場　こども家庭課　こども未来係
　℡：０８２６－７２－７３５０（こども家庭課直通）
　℡：０１２０－３１６－１１１
　　（固定電話専用町民向けフリーダイヤル）
北広島町役場　各支所　住民係
　芸北支所　℡：０８２６－３５－０１１１
　大朝支所　℡：０８２６－８２－２２１１
　豊平支所　℡：０８２６－８３－１１２２

令和８年１０月１５日改訂

北広島町

目次

１．要確認事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

２．利用申込みから入所決定までの流れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

３．利用のための認定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４．１号認定（教育標準時間認定） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

５．２・３号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定）・・・・・・・・・・・・・・・６

６．入所申込みの必要書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

７．その他の申請書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

８．災害時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

９．給食・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

１０．令和９年度　北広島町保育施設情報・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１

１１．子育て支援センター　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２８

１２．病児・病後児保育事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９

１３．ファミリー・サポート・センター事業 について・・・・・・・・・・・・・・・・３０

１４．一時預かりについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０

１．要確認事項



〇ならし保育

北広島町では保育施設に初めて入所される子どもには、「ならし保育」を行うことができます。就業前の１～２週間前から施設入所を申込むことができますので、利用申込みの際は、「利用を希望する期間」にこの期間を含んでお申込みください。ただし、４月１日からの新規入所児童の３月下旬からのならし保育は実施しません。ならし保育が必要な場合は、４月１日から行うことができます。

〇随時入所及び、育児休業からの復職に伴う新規利用申込み

令和８年１１月２日（月）～１１月３０日（月）の期間での申請受付は、令和９年４月１日入所の児童が対象です。４月２日以降の随時入所の受付期間は、Ｐ３記載のとおりです。

〇土曜日の利用

原則として両親ともに保育が必要な状況（就労・看護・介護等）であることが条件です。

〇保育料・副食費の無償化

これまで国の減免制度に加え、北広島町独自の制度として、第３子の保育利用料および副食費について、免除対象を拡充していましたが、令和８年９月分から、さらに子育て世帯を強く応援するため、世帯の所得等に関係なく保育利用料および副食費（おかず・おやつ）を無償化としました。ただし、主食費など園独自の費用や、国が定めた副食費の基準額以上の費用については、これまでと同様に実費負担していただきます。

〇育児休業に入るときは

「育児休業証明書」、育児休業から復職する場合は「就労証明書」の提出が必要です。

〇入所後の留意事項

当初の申込記載内容に変更が生じた場合(例 妊娠・出産⇒育児休業)、認定等が変わる可能性があります。速やかに、役場こども家庭課こども未来係又は各支所住民係で変更の手続きを行ってください。審査により認定内容の変更が認められた場合は翌月初日から適用となるため、月途中での認定変更は行いません。また、年度途中の認定変更（例 2・3 号認定⇔1 号認定）は、入所定員の関係等（定員超過など）で、できない場合があります。

２．利用申込みから入所決定までの流れ

令和９年度（４月１日）入所
新規利用及び継続利用児童

随時（４月２日以降年度途中）入所

準　備

令和８年10月下旬

●新年度入所案内（申込み書類）配布開始　※入所決定は先着順ではありません

●新規申込み書類は役場こども家庭課こども未来係・各支所住民係・各保育施設・各子育て支援センターで配布
継続利用に伴う現況届は利用施設から配布

※書類は北広島町ホームページからも取得可能です

令和８年11月上旬～11月下旬

利用申込
兼
認定申請

●申込み期間
令和８年11月２日（月）～11月30日（月）まで
土日・祝祭日を除く　8：30～17：15

●提出先
新規入所⇒役場こども家庭課こども未来係・各支所住民係
継続入所⇒役場こども家庭課こども未来係・各支所住民係
利用中の保育施設

令和８年12月上旬～１月中旬

審査・調整

●申込書類、必要に応じ電話等で内容を確認し、
支給認定、入所児童の審査・利用調整・決定

※希望者が多い場合や保育を必要とする事由を満たさない場合、入所できないことがあります

※定員以上の申込みがある場合には、生活保護世帯、ひとり親家庭、就労状況など、保育の必要性が高いと判断される順に入所を決定します

令和９年１月下旬

入所決定
支給認定証
交付

●入所承諾（不承諾）等の決定通知は
・新規児童　⇒　郵送
・継続児童　⇒　保育施設から手渡し

令和９年３月中旬

●入所説明会・面談
契約（認定こども園のみ）

利用開始

令和９年４月１日

入所希望２か月前から

●申込み期間
希望する利用開始月の前々月以降に申込み
※入所決定は先着順ではありません
例）６月中に入所希望→４月以降に申込み

●提出先：役場こども家庭課こども未来係
各支所住民係

入所希望１ヵ月前から

●申込書類、必要に応じ電話等で内容を確認し、支給認定、入所児童の審査・利用調整・決定

※第１希望入所施設に定員超過等により入所できない場合は、第２、３希望と順に入所調整を行います

●入所が決定した方には、入所承諾書等を郵送（不承諾の方には、不承諾通知を郵送）

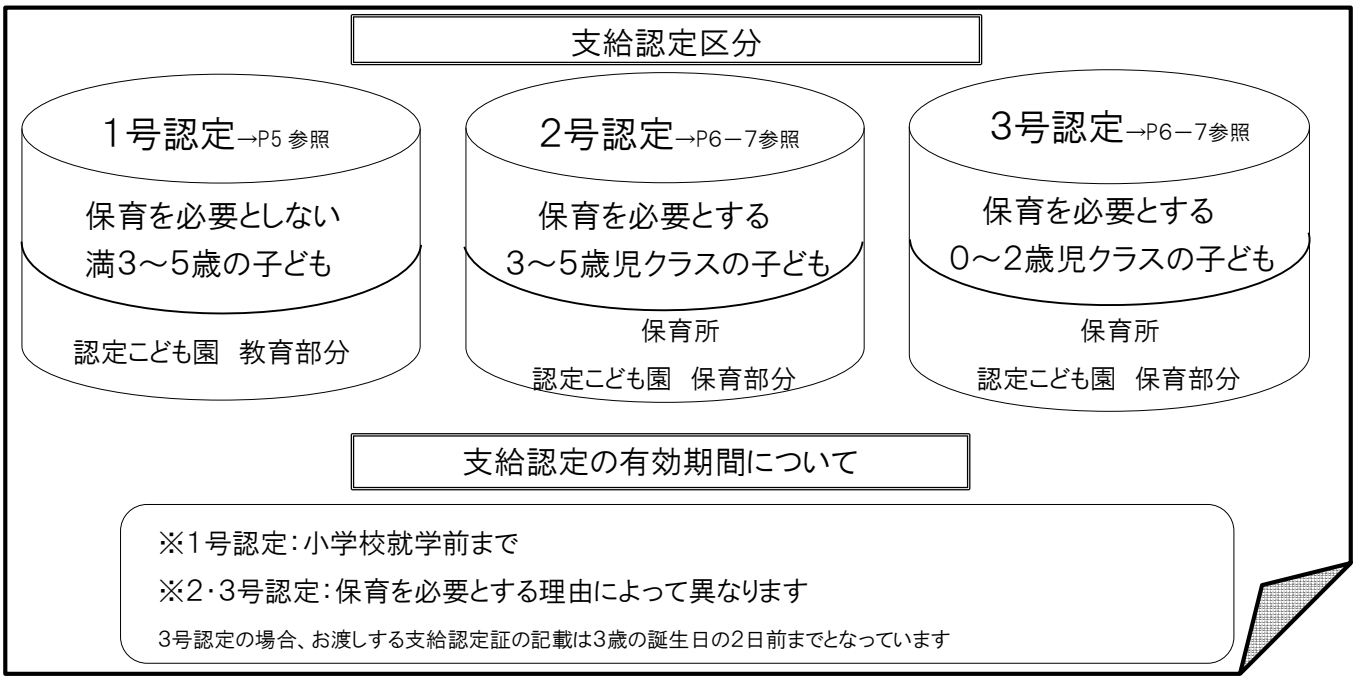
●保護者から直接、入所決定のあった保育施設へ連絡し、面談等を受ける

随時

３．利用のための認定

保育所・認定こども園を利用するためには「支給認定」が必要です。

下記の３つの認定区分に応じて、利用可能な施設や利用できる時間が決まります。



令和９年度　クラス年齢

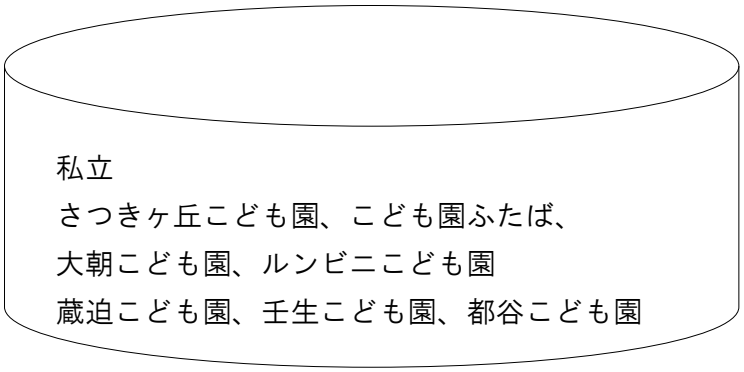
クラス年齢	対象生年月日
０歳児	令和　８年（２０２６年）４月２日　～
１歳児	令和　７年（２０２５年）４月２日　～　令和　８年（２０２６年）４月１日
２歳児	令和　６年（２０２４年）４月２日　～　令和　７年（２０２５年）４月１日
３歳児	令和　５年（２０２３年）４月２日　～　令和　６年（２０２４年）４月１日
４歳児	令和　４年（２０２２年）４月２日　～　令和　５年（２０２３年）４月１日
５歳児	令和　３年（２０２１年）４月２日　～　令和　４年（２０２２年）４月１日

※４月１日現在の年齢でクラスが決まります。

４．１号認定（教育標準時間認定）

（１）１号認定の利用先

「幼保連携型認定こども園」は教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。利用定員は各こども園で異なります。



（２）利用時間

幼保連携型認定こども園の１号認定での設定時間で教育を実施します。

教育標準時間の設定時間は施設ごとに異なります。

幼稚園型一時預かりや延長保育の利用を希望する場合は、施設に申請してください。利用料金については施設ごとに異なります。Ｐ２１～２７の施設情報をご参照ください。

（３）利用者負担額

保育料・副食費は無償化しています。

※入園時にかかる費用や、特色ある教育のため費用が別途かかることがあります。

詳しくは各施設へお問い合わせください。

５．２・３号認定（保育標準時間認定・保育短時間認定）

（１）２・３号認定の利用先

保育所は、就労などのため、家庭で保育のできない保護者に代わって養護・教育する施設です。幼保連携型認定こども園は、教育と保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の機能をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。対象年齢はどの施設もおおむね２ヵ月からです。

保育認定(2号･3号)利用可能
保育所

私立　吉坂保育所
公立　南方保育所、本地保育所

保育認定(2号･3号)利用可能
幼保連携型認定こども園

私立
さつきヶ丘こども園、こども園ふたば、
大朝こども園、ルンビニこども園
蔵迫こども園、壬生こども園、都谷こども園

（２）保育の必要量（保育施設等を利用できる時間）

保育の必要量は利用時間によって「保育標準時間」と「保育短時間」の２種類があります。

保育標準時間
原則的な保育時間８時間＋就労時間などを
もとに必要と認められる最大３時間
（1 日あたり最長１１時間までの利用）

保育短時間
原則的な保育時間８時間
（1日あたり最長８時間までの利用）

保育必要量の認定は、保護者が保育を必要とする事由に応じて認定します。ただし、ここで認定されるのは、あくまで「最長で施設を利用することのできる時間」となります。**実際の利用時間は保護者の就労時間及び通勤時間などを合わせた実状に応じた保育が必要とされる時間となります。**

保育短時間で認定される場合でも、やむを得ず保育標準時間を希望する場合は役場こども家庭課へご相談ください。

施設ごとに開所時間、閉所時間が異なります。　延長保育の利用を希望する場合は、施設に申請してください。利用料金等についてはＰ２１～２７の施設情報をご参照ください。

（３）保育を必要とする事由

認定にあたり、保護者に下記のいずれかの事情があり、保育が必要な状態であることが必要です。

保育を必要とする事由	保育時間認定	認定期間	必要書類
就労 ※計算方法）休憩を含む就業時間/日×就業日数/月	●就業時間が 120 時間以上/月であることを常態としている ⇒保育標準時間 ●就業時間が 48 時間以上 120 時間未満/月であることを常態としている⇒保育短時間	小学校就学前までの保育を必要とする期間	就労証明書 北広島町ホームページから様式ダウンロード可能

出産の準備や出産後の休養が必要である	保育標準時間 （最長１１時間） 最長７ヵ月	出産（予定）日を起点とし、産前３ヵ月前の日の属する月の１日から、産後３ヵ月後の日の属する月の末日までの保育を必要とする期間 ※産前の申請の場合は出産予定日を起点、産後の申請の場合は出産日を起点とし、認定後の変更は行いません	申立書　　かつ 母子健康手帳の表紙及び出産（予定）日が書かれているページのコピー
保護者が疾病、障がいを有している	保育標準時間 （最長１１時間）	療養を必要としなくなるまでの保育を必要とする期間（診断書に記載された期間）	申立書　　かつ 診断書、障害者手帳等※診断書は保育が困難であることが記載されているもの
同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている	保育標準時間 （最長１１時間）	介護・看護を必要としなくなるまでの保育を必要とする期間	申立書　かつ 障害者手帳、診断書、入院証明書、要介護認定証等
災害復旧にあたっている	保育標準時間 （最長１１時間）	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	申立書　かつ 写真等
就学中（職業訓練校等における職業訓練、自動車学校を含む）である	保育標準時間 （最長１１時間）	保護者の卒業予定日または修了予定日の属する月の月末	申立書　　かつ 在学証明書または学生証等
虐待やＤＶのおそれがある場合などその他特例	保育標準時間 （最長１１時間）	保育を必要とする期間	
育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である	保育短時間 （最長８時間）	育児休業取得期間終了まで	就労証明書　かつ 育児休業証明書
求職活動（起業準備含む）	保育短時間（最長８時間） 原則年１回	入所日から起算して最長３か月間 ※原則　期間延長はありません。 ※緊急事態宣言期間は考慮します。	申立書

各必要書類は北広島町ホームページから様式がダウンロードできます。

（４）利用者負担額

保育料・副食費は無償化しています。

※入園時にかかる費用や、特色ある教育のため費用が別途かかることがあります。

詳しくは各施設へお問い合わせください。

６．入所申し込みの必要書類

新規利用児童

①支給認定申請書兼保育施設利用申込書
②保育の必要性を証明する書類（２号・３号認定希望の児童）Ｐ６～７記載
③マイナンバー記入用紙

●保護者本人が提出する場合

同居者全員のマイナンバーの番号確認（次のいずれか）	保護者の本人確認（次のいずれか）
①個人番号カード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書	①個人番号カード ②運転免許証、パスポート等 ③保険証、年金手帳等（写真がないものは２点確認）

●保護者以外の方が提出する場合

代理確認	代理人確認（次のいずれか）	同居者全員のマイナンバーの番号確認（次のいずれか）
マイナンバー記入用紙の「委任状」の欄に記載してください	①個人番号カード ②運転免許証、パスポート等 ③保険証、年金手帳等（写真がないものは２点確認）	①個人番号カード ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

継続利用児童

①支給認定現況届

②保育の必要性を証明する書類　（２号・３号認定希望の児童）Ｐ６～７記載

該当者のみ

●離婚調停中で別居の方
　調停中であることが分かる書類の写し（裁判所発行のもの）
●同居家族で障害者手帳を所持している方がいる場合
　その方の障害者手帳の写し（氏名・等級が記載されている部分）
●アレルギー等に係る医師の診断書
●令和８年１月１日以降に北広島町に転入し、父母または養育者が、マイナンバーで市町村民税が確認ができない場合は、市町村民税課税台帳記載事項証明書

○支給認定申請書兼保育施設利用申込書（新規）【記入例】…９・１０ページ
○マイナンバー記入用紙【記入例】…１１ページ
○支給認定現況届（継続）【記入例】…１２・１３ページ
○就労証明書【見本】…１４ページ
○申立書【記入例】…１５ページ
○育児休業証明書【見本】…１６ページ

様式第１号

支給認定申請書　兼　保育施設利用申込書

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

記入例

北広島町長　様

次のとおり、支給認定に係る現在の状況について届け出ます。

また、北広島町が支給認定及び利用者負担額（保育料）の決定のため、町が保有する個人情報（課税状況、生活保護受給状況等）を閲覧することに同意し、教育・保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有することに同意します。

記入日	令和　８年　１１月１日

〒731-1595　北広島町 有田１２３４番地

	氏名	生年月日	続柄	連絡先電話番号	
保護者	（ふりがな）きたひろ　たろう 北広　太郎	平成５　年 ５月　１日生	父	自宅	０８２６－ＯＯ－ＯＯＯＯ
				携帯	０９０－ＯＯＯＯ－△△△△
	（ふりがな）きたひろ　はなこ 北広　花子	平成６　年 ３月　１日生	母	自宅	０８２６－ＯＯ－ＯＯＯＯ
				携帯	０８０－ＯＯＯＯ－△△△△

支給認定こども	氏名	１８歳未満の範囲で	生年月日	年齢	性別
	（ふりがな）きたひろ　しまこ 北広　島子	第　２子	令和７年４月１５日	１	男・女

※年齢の欄には令和９年４月１日時点での年齢を記入してください。

申請区分	１号認定（教育認定）	２号・３号認定（保育認定）	
利用区分の希望	□教育標準時間利用	☑保育標準時間利用 （最長１１時間）	□保育短時間利用 （最長８時間）

①世帯の状況

	氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校名・学年等	障害者手帳等の有無
申請する児童の同居者	北広　島太	兄	平成２９年　５月　５日生	９	○○小学校○年生	有・無
	北広　太一	祖父	昭和４２年　６月　６日生	５９	㈱□□	有・無
	北広　ハナ	祖母	昭和４２年　７月　７日生	５９	○○○○	有・無
			年　月　日生			
			年　月　日生			

該当の方は、障害者手帳のコピーを添付して下さい。

②祖父母の状況

		氏名	年齢	同居・別居	住居（別居の場合のみ）	就労状況等
父方	祖父	北広　太一	59	同居・別居		就労・自営・無職・その他
	祖母	北広　ハナ	59	同居・別居		就労・自営・無職・その他
母方	祖父	広島　一郎	63	同居・別居	広島市中区基町 10-52	就労・自営・無職・その他
	祖母	広島　菜々子	62	同居・別居	広島市中区基町 10-52	就労・自営・無職・その他

③利用を希望する期間、希望する施設名

利用を希望する期間	令和　９年４　月１　日　から	□令和　　年　　月　　日 ☑小学校就学前まで	
利用を希望する施設名	第１希望　○○こども園	（希望理由）　家から近いため	
	第２希望　□□保育所	（希望理由）　２番目に近いため	
	第３希望　△△こども園	（希望理由）　職場から近いため	

④保育の希望※２号、３号認定を受ける場合に記入してください※園と情報共有しますので就労時間に応じた希望保育時間をご記入ください

保育を必要とする理由	続柄：	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □集団生活 □その他
	続柄：	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障害 □介護等 □災害復旧 □求職活動 □就学 □集団生活 □その他
家庭の状況 該当の場合		□ひとり親家庭 ・ □在宅障害児（者）のいる世帯 □左記以外（ ）
生活保護適用の有無		☑適用無し ・ □適用有り （平成・令和 年 月 日保護開始）
必要とする利用時間		平日 【登園】８ 時 ００ 分 ～ 【降園】 １７ 時 ００分
		土曜日 【登園】 時 分 ～ 【降園】 時 分
保育園への送迎方法		○自家用車・自転車・徒歩・その他
主たる送迎者		氏名 北広 花子 児童との続柄 母

保育園への送迎にかかる時間	送り	自宅から保育園	保育園から勤務先※就労の場合のみ
		７時４５分 ～ ８時００分	８時００分～ ８時１５ 分
	迎え	勤務先から保育園※就労の場合のみ	保育園から自宅
		１６時 ４５ 分～１７ 時 ００分	１７時 ００ 分～１７ 時 １５分

⑤申請児童の情報 **※安全にお預かりする上で必要な情報ですので、漏れのないよう記入してください**

哺乳	☑母乳・□人工乳	離乳食	開始（ ６ か月） 完了（ １８か月）
妊娠・出産について	出産時週数（ ４０ 週） 出生時体重（ ３１１０ g）		
	①妊娠中の異常：○なし・あり（ ） ②お産の時の異常：○なし・あり		
	（ ） ③出生時の異常：○なし・あり（ ）		
発達について	①くびのすわり 生後（ ４ ）か月頃 ②おすわり 生後（ ６ ）か月頃		
	③一人歩き 生後（ １２）か月頃 ④ことばのいいはじめ 生後（ １８ ）か月頃		
予防接種について	・ロタウイルス（ ２ 回・） ・小児用肺炎球菌（ ２ 回・未） ・水痘（ 回・○未）		
	・４（５）種混合：１期初回 回、１期追加（済・未） ・麻しん風しん：第１期（済・未）		
	第２期（済・未） ・ＢＣＧ（済・未） ・日本脳炎１期初回（ 回）、１期追加（済・未）		
	・Ｂ型肝炎（ 回・未） ・ヒブ（ ２ 回・未） ・その他（ ）		
発達や慢性的な病気のことで相談している病院や施設	□無 ・ ☑有（病院・施設名 ○○		
	（病名等 △△ ）		
	（症状 □□ ）		
健診の受診	□無 ・ ☑有（ 乳児（○前期・後期） ・ １歳６か月児 ・ ３歳児 ）		
健診での指導事項	☑無 ・ □有（内容： ）		
障害者手帳の有無	☑無 ・ □有（ 身体、療育、精神 手帳 級）		
アレルギー情報	□無 ・ ☑有 ※有の場合→□個別対応が必要		
その他健康状況	□アトピー ☑ぜんそく □てんかん □熱性けいれん □		
過去に入院したことがある	☑無 ・ □有（内容 ）		
特記事項	気になることや心配なこと・施設等に伝えておきたいこと等あれば記入してください。		

必要に応じて医師の診断書等を添付して下さい

該当の方はアレルギーに係る医師の診断書等を添付して下さい

記入例

マイナンバー記入用紙

北広島町長　様

支給認定及び施設利用調整に係る申請につき、以下のとおりマイナンバーを提出します。

申請を行う保護者（手続きに来られる父または母）														
氏名	続柄	生年月日	マイナンバー											
北広　太郎	父	平成５年　５月　１日	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

申請に係る児童													
氏名	生年月日	マイナンバー											
北広　島子	令和７年　４月１５日	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2

申請児童の保護者・保護者以外の家族及び同居者　※申請を行う保護者、申請に係る児童を除く														
氏名	続柄	生年月日	マイナンバー											
北広　花子	母	平成　６年　３月　１日	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
北広　島太	兄	平成２９年　５月　５日	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
北広　太一	祖父	昭和４２年　６月　６日	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
北広　ハナ	祖母	昭和４２年　７月　７日	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
		年　月　日												
		年　月　日												

委任状

北広島町長　様

令和８年１１月１日

（委任者）住所　北広島町有田１２３４番地

氏名　北広　太郎　印

私は、下記の者を代理人と定め、子どものための教育・保育の支給認定及び施設の利用に係る手続きに関する権限を委任します。

（受任者）住所　北広島町有田１２３４番地

氏名　北広　太一　印

委任による提出の場合は、提出に来られた方の身分確認書類の提示をお願いします。

※ここより下には記入しないでください。

北広島町確認欄		
□記載されている個人番号が正しい番号であることを確認した。（番号確認） ≪確認書類≫　□マイナンバーカード　□マイナンバー通知カード □マイナンバー記載の住民票の写し　□住民票記載事項証明書		

記入例

令和８年度 入所保育施設名	転園希望 ※ありの場合は③記入
○○こども園	あり・なし

支給認定現況届

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

北広島町長　様

次のとおり、支給認定に係る現在の状況について届け出ます。

また、北広島町が支給認定及び利用者負担額（保育料）の決定のため、町が保有する個人情報（課税状況、生活保護受給状況等）を閲覧することに同意し、教育・保育の運営上必要と認められる情報を保育施設と共有することに同意します。

記入日	令和　８年１１　月　１日

〒731-1595　北広島町有田１２３４番地

	氏名	生年月日	続柄	連絡先電話番号	
保護者	（ふりがな）　きたひろ　たろう 北広　太郎	平成　５年 ５月　１日生	父	自宅	０８２６－○○－□□□□
				携帯	０９０－○○○○－△△△△
	（ふりがな）　きたひろ　はなこ 北広　花子	平成　６　年 ３月　１日生	母	自宅	０８２６－○○－□□□□
				携帯	０８０－○○○○－△△△△

支給認定こども	氏名	１８歳未満の範囲で	生年月日	年齢	性別
	（ふりがな）　きたひろ　しまこ 北広　島子	第　２子	令和７年４月１５日	１	男・女（○）

※年齢の欄には令和９年４月１日時点での年齢を記入してください。

申請区分	１号認定（教育認定）	２号・３号認定（保育認定）	
利用区分の希望	□教育標準時間利用	☑保育標準時間利用 （最長１１時間）	□保育短時間利用 （最長８時間）

①世帯の状況

	氏名	児童との続柄	生年月日	年齢	勤務先または学校名等	障害者手帳等の有無
申請する児童の同居者	北広　島太	兄	平成２９年　５月　５日生	９	○○小学校○年生	有・無（○）
	北広　太一	祖父	昭和４２年　６月　６日生	５９	㈱□□	有（○）・無
	北広　ハナ	祖母	昭和４２年　７月　７日生	５９	○○○○	有・無（○）
			年　月　日生			

該当の方は、障害者手帳のコピーを添付して下さい。

②祖父母の状況

		氏名	年齢	同居・別居	住居（別居の場合のみ）	就労状況等
父方	祖父	北広　太一	59	同居（○）・別居		就労（○）・自営・無職・その他
	祖母	北広　ハナ	59	同居（○）・別居		就労・自営（○）・無職・その他
母方	祖父	広島　一郎	63	同居・別居（○）	広島市中区基町 10-52	就労（○）・自営・無職・その他
	祖母	広島　菜々子	62	同居・別居（○）	広島市中区基町 10-52	就労・自営（○）・無職・その他

③転園を希望する施設名

施設名	第１希望　●●こども園	（希望理由）　家から近いため
	第２希望　□□保育所	（希望理由）　２番目に近いため
	第３希望　△△こども園	（希望理由）　職場から近いため

④申請児童の情報【転園の希望がある場合は記入】**※安全にお預かりする上で必要な情報ですので漏れのないよう記入して下さい**

哺乳	☑母乳・☐人工乳	離乳食	開始（　6　か月）　完了（　１８か月）
妊娠・出産について	出産時週数（　　４０　　週）　出生時体重（　　３１１０　　g）		
	①妊娠中の異常：（なし）・あり（　　）　②お産の時の異常：（なし）・あり		
	（　　）　③出生時の異常：（なし）・あり（　　）		
発達について	①くびのすわり　生後（　4　）か月頃　②おすわり　生後（　6　）か月頃		
	③一人歩き　生後（　１２）か月頃　④ことばのいいはじめ　生後（　１８　）か月頃		
予防接種について	・ロタウイルス（　2　回・）　・小児用肺炎球菌（　2　回・未）　・水痘（　　回・（未）		
	・４（５）種混合：１期初回　　回、１期追加（済・未）　・麻しん風しん：第１期（済・未）		
	第２期（済・未）　・ＢＣＧ（済・未）　・日本脳炎１期初回（　　回）、１期追加（済・未）		
	・Ｂ型肝炎（　　回・未）　・ヒブ（　2　回・未）　・その他（　　）		
発達や慢性的な病気のことで相談している病院や施設	☐無　・　☑有（病院・施設名　〇〇 （病名等　△△　　） （症状　☐☐　　）		
健診の受診	☐無　・　☑有（　乳児（前期・後期）　・　１歳６か月児　・　３歳児　）		
健診での指導事項	☑無　・　☐有（内容：　　）		
障害者手帳の有無	☑無　・　☐有（　身体、療育、精神　手帳　　級）		
アレルギー情報	☐無　・　☑有　※有の場合→☐個別対応が必要		
その他健康状況	☐アトピー　☑ぜんそく　☐てんかん　☐熱性けいれん		
過去に入院したことがある	☑無　・　☐有（内容　　）		
特記事項	気になることや心配なこと・施設等に伝えておきたいこと等あれば記入してください。		

必要に応じて医師の診断書等を添付して下さい

該当の方はアレルギーに係る医師の診断書等を添付して下さい

就労証明書

北広島町長　様

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号	―		―	
担当者名				
記載者連絡先	―		―	

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業　☐ 漁業　☐ 鉱業・採石業・砂利採取業　☐ 建設業　☐ 製造業　☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業　☐ 運輸業・郵便業　☐ 卸売業・小売業　☐ 金融業・保険業　☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス　☐ 宿泊業・飲食サービス業　☐ 生活関連サービス業・娯楽業　☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業　☐ 複合サービス事業　☐ 公務　☐ その他（　　）
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日　年　月　日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期　☐ 有期　期間（無期の場合は雇用開始日のみ）　年　月　日 ～　年　月　日
4	本人就労先事業所	名称
		住所
5	雇用の形態	☐ 正社員　☐ パート・アルバイト　☐ 派遣社員　☐ 契約社員　☐ 会計年度任用職員　☐ 非常勤・臨時職員　☐ 役員 ☐ 自営業主　☐ 自営業専従者　☐ 家族従業者　☐ 内職　☐ 業務委託　☐ その他（　　）
6	就労時間 （固定就労の場合）	月 ☐　火 ☐　水 ☐　木 ☐　金 ☐　土 ☐　日 ☐　祝日 ☐　合計時間　月間　時間　分（うち休憩時間　分）
		一月当たりの就労日数　月間　日　一週当たりの就労日数　週間　日
		平日　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
		土曜　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
		日祝　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
	就労時間 （変則就労の場合）	合計時間　☐ 月間　☐ 週間　時間　分（うち休憩時間　分）
		就労日数　☐ 月間　☐ 週間　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月　年　月 ／ 日／月　時間／月 ／ 年月　年　月 ／ 日／月　時間／月 ／ 年月　年　月 ／ 日／月　時間／月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
10	産休・育休以外の休業の取得	☐ 取得予定　☐ 取得中　☐ 取得済み　理由　☐ 介護休業　☐ 病休　☐ その他（　　）
		期間　年　月　日 ～　年　月　日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定　☐ 復職済み　年　月　日
12	育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定　☐ 取得中　期間　年　月　日 ～　年　月　日
		主な就労時間帯・シフト時間帯　時　分 ～　時　分（うち休憩時間　分）
13	保育士等としての勤務実態の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の更新の有無	☐ 有　☐ 有(予定)　☐ 無　☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可　☐ 可(予定)　☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年　月　日 ～　年　月　日
18	備考欄	
19	保護者記載欄	児童名 ／ 生年月日　年　月　日 ／ 施設名 ／ ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)
		児童名 ／ 生年月日　年　月　日 ／ 施設名 ／ ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)
		児童名 ／ 生年月日　年　月　日 ／ 施設名 ／ ☐ 利用中　☐ 申込中(第一希望)

記入例

保護者記入欄

児童名　北広　島子	生年月日令和７年４　月１５日	入所施設名　〇〇こども園　□利用中　☑申込中
児童名	生年月日　　年　　月　　日	入所施設名　□利用中　□申込中
児童名	生年月日　　年　　月　　日	入所施設名　□利用中　□申込中

申　立　書

令和　８年　１１月１日

北広島町長　様

申立者　住　所　北広島町有田１２３４番地
氏　名　北広　花子
ＴＥＬ　０８２６－〇〇－□□□□

保育の必要性が以下のいずれかである保護者の氏名を記入してください

下記のとおり保育の必要性があることを申し立てます。

（該当する欄に〇をしてください）

	出産の準備や出産後の休養が必要である 出産予定日　　年　　月　　日 ※母子手帳の表紙及び出産予定日が書かれているページのコピーを添付してください
	疾病、障がいを有している ※診断書、障害者手帳等を添付してください （注：診断書は、保育が困難であることが記載されているもの）
	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしている ※障害者手帳、診断書、入院証明書、要介護認定証等を添付してください
	災害の復旧にあたっている 災害発生日　　従事内容 ※写真等を添付してください
	就学中である 学校名　　在学期間 ※在学証明書等、学生証等を添付してください
〇	求職中のため 入所日から３カ月以内に在職証明書等の提出が無い場合、保育所及び認定こども園を退所することについて同意します。　令和　８年　１１月　１日 署名（申立者）　北広　花子

記入日を記載してください

保護者記入欄

児童名	生年月日　　年　　月　　日	入所施設名
児童名	生年月日　　年　　月　　日	入所施設名
児童名	生年月日　　年　　月　　日	入所施設名

↓以下はすべて事業者に記入してもらってください

育児休業証明書

【雇用主証明欄】

就労者	住所	
	氏名	
出　産　日		
出産児童氏名		
育児休業期間	令和　　年　　月　　日～令和　　年　　月　　日 ただし、出産児童が令和　　年　　月　　日に保育所等を利用開始できた場合は令和　　年　　月　　日で育児休業を終了します。	

上記の事項について事実と相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

住　所

雇用主　　事業所名

代表者名

電話番号

7．その他の申請書類

●保育所を退所するときには

様式第４号

保育施設退所届書

北広島町長　様
（施設管理者　様）

次のとおり、児童を退所させたいので届け出ます。

記入日	令和　９年　４月〇〇日
申請者住所	北広島町有田１２３４番地
申請者名（保護者名）	北広　太郎

以下の該当する項目に☑し、記入してください。

施設名	〇〇保育所		
児童名	北広　島子		
生年月日	平成・令和　７年　４月１５日生	平成・令和　　年　　月　　日生	平成・令和　　年　　月　　日生
退所年月日	令和　９年　４月　３０日		
退所理由	以下の該当する項目に☑し、記入してください。 ☑　町外転出のため 転出先：　広島市□□町●●１１－１ ☐　その他 （　　）		
備考			

●育児休業に入るときには　　１６ページの育児休業証明書の提出が必要です

●認定を変更するときには

記入例

支給認定（変更・取消）申請書

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

北広島町長　様

（施設管理者　様）

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る申請認定の変更申請及び認定取消について申込みます。
また、北広島町が変更申請及び教育・保育の運営上必要と認められる情報を町と保育施設が情報を共有することに同意します。

記入日	令和９年　４月〇〇日
申請者住所	北広島町有田１２３４番地
申請者名（保護者名）	北広　太郎

以下の該当する項目に☑し、記入してください。

施設名	〇〇保育所 ☑利用中 ☐保留中		
児童名	北広　島子		
生年月日	平成・令和 ７年４月１５日生	平成・令和　年　月　日生	平成・令和　年　月　日生

１変更申請

変更事項	現行	変更後
☑支給認定区分／保育必要量の変更	☐１号 ☐２号標準時間　☐２号短時間 ☐３号標準時間　☑３号短時間	☐１号 ☐２号標準時間　☐２号短時間 ☑３号標準時間　☐３号短時間
☐住所変更		
☑保育を必要とする事由の変更（☐父　☑母）	☐就労　☐疾病・障害　☐妊娠・出産 ☐介護等　☐災害復旧 ☐就学　☑求職活動 ☐育児休業　☐その他（　　）	☑就労　☐疾病・障害　☐妊娠・出産 ☐介護等　☐災害復旧 ☐就学　☐求職活動 ☐育児休業　☐その他（　　）
☐勤務先の変更（☐父　☐母）	勤務先名 勤務先住所 勤務先電話番号	勤務先名 勤務先住所 勤務先電話番号
☐認定期間変更	令和　９年　４月　１日～☑令和９年　６月３０日まで ☐小学校就学前まで	令和９年　７月　１日～☐令和　年　月　日まで ☑小学校就学前まで
☐児童名変更		
☐世帯構成変更	氏名： 変更理由：　☐婚姻　☐離婚　☐死別　☐同居　☐その他（　　）	
☐その他		

変更（希望）年月日	令和　９年　７月　１日

２取消申請

理由　：　☐町外転出 ☐その他　（　　）	
転出先住所：	
電話番号　：	

※支給認定変更は、入所定員の関係等（定員超過など）で、できない場合があります。

●就労の認定時間を変更するときは

記入例

就労（保育短時間・標準時間）支給認定変更申請書

（施設型給付費・地域型保育給付費等）

北広島町長　様

（施設管理者　様）

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る申請認定の変更申請及び認定取消について申込みます。
また、北広島町が変更申請及び教育・保育の運営上必要と認められる情報を町と保育施設が情報を共有することに同意します。

以下の該当する項目に☑し、記入してください。

記入日	令和９年４月〇〇　日
申請者住所	北広島町有田１２３４番地
申請者名（保護者名）	北広　太郎

施設名	〇〇保育所 ☑利用中 □保留中		
児童名	北広　島子		
生年月日	平成・令和 7年4月15日生	平成・令和　年　月　日生	平成・令和　年　月　日生

支給認定区分	☑保育短時間（最長 8 時間）から保育標準時間（最長 11 時間）へ変更
変更を必要とする理由	□就労時間帯との関係から「保育短時間の設定時間※」を超えて利用せざるを得ないため ☑通勤時間（保育施設への送迎時間を含む）を含めると、「保育短時間の設定時間※」を超えて利用せざるを得ないため □その他

※保育短時間の設定時間：8：30～16：30

※通勤時間（保育施設への送迎時間を含む）を含めると、「保育短時間の設定時間」を超えて利用せざるを得ないため保育標準時間へ変更を希望する場合は、下記も記入してください。

必要とする利用時間	平日　【登園】 8 時 15 分 ～ 【降園】 16 時 45 分		
	土曜日　【登園】　時　分 ～ 【降園】　時　分		
保育施設への送迎方法	自家用車・自転車・徒歩・その他		
主たる送迎者	氏名　　児童との続柄		
保育施設への送迎にかかる時間	送り	自宅から保育施設	保育施設から勤務先
		8時00分～ 8時10分	8時 15分 ～8 時 30分
	迎え	勤務先から保育施設	
		16時 30 分 ～16 時45分	

変更（希望）年月日	令和９年　５月　１日

８．災害時の対応

台風や豪雨などに伴う警報や避難情報発令時、保育施設には、児童や保育従事者の生命と身体の安全を守るための早急な対応が求められます。そこで、北広島町では、各保育施設の存在する地区に警報や避難情報等が発令された場合の町民がとるべき行動として、ガイドライン（下表）を定めています。ガイドライン運用にあたっては、町立保育施設はこれに従うこととし、私立保育施設においてもこれに準じて対応するよう努めるものとしています。

（1） 午前6時現在で発令中の場合　　※レベルの高い種類（大雨・土砂災害など）で判断

レベル		保護者の対応	保育施設の対応
1	早期注意情報	通園可能	防災気象情報等の最新情報に注意しつつ、通常どおり開園する。
2	注意報		可能な範囲で保護者等へ注意喚起を行ったうえで、通常どおり開園する。
3	警報	在宅で保育が可能な場合は、登園自粛をお願いします。通園された場合、警戒レベルが引き上げられる可能性もあります。早期の迎えに備えて調整をお願いします。	在宅での保育が可能な保護者へは、登園自粛をお願いし、在宅での保育が困難な児童のみの受け入れとする。但し、警戒レベルが引き上げられた場合は、早期迎えを依頼する場合がある旨、保護者へ周知する。
4	危険警報	原則、休園とする。（但し急速に天候が回復する見込みがある場合は、レベル3対応とする）	
5	特別警報	休園とする。	

（2） 開園時間中に発令された場合　　※レベルの高い種類（大雨・土砂災害など）で判断

レベル		保護者の対応	保育施設の対応
1	早期注意情報	気象情報に注意する。	防災気象情報等の最新情報に注意しつつ、継続して運営する。
2	注意報		
3	警報	園から連絡があります。 早期に迎えが可能な場合は、お願いします。 早期迎えが困難な児童は、園から連絡が随時とれるように努めてください。	早期に迎えが可能な保護者には、速やかに連絡し、迎えを依頼する。 早期迎えが困難な児童は、閉所時間まで園にいることとなるが、状況により、予め保護者へ周知している避難場所へ速やかに避難させる。ただし、他の避難所又は園内の方が安全と判断した場合は、その場所に児童を避難させる。同時に、できる限り早く迎えを保護者に対し依頼する。
4	危険警報	迎えをお願いします。	保護者全員へ早期迎えを依頼する。早期迎えが困難な児童を対象として運営を継続するが、状況によっては、あらかじめ保護者へ周知している避難場所へ、児童を避難させる。 児童全員の迎え完了後は休園とする。
5	特別警報		

９．給食

町内の全保育施設では、給食を実施しています。

食物アレルギーによる食事制限を必要とする児童に対しての給食（おやつも含む）は、医師の診断書に基づき、除去食を提供します。集団生活のため、限界もありますが、アレルギー食対応については保護者と保育施設がともに協力し合って取り組んでいきます。

・食物アレルギーの対応は医師の指示書に基づき対応します。

・給食での対応が困難な場合、弁当持参をお願いすることがあります。

１０．令和９年度　北広島町保育施設情報

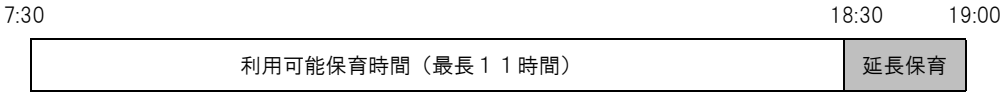
芸北	私）さつきヶ丘こども園 大元 208-1 TEL：0826-35-0026 0826-33-4180	特色 子育て支援センター ． 食育(菜園活動) ． はだし保育(冬場を除く) ．幼年消防クラブ ． 体操教室(月2回) ． 園外保育 ．まことの保育(仏教保育) ． 英語あそび(月2回)
時間と料金の設定	休園日：日曜日、祭日、年末年始(12/29～1/3)、3 月最終土曜日 ※他、感染症・自然災害の発生など閉園の必要がある場合は園長の判断で休園とする 2･3号 **保育標準時間認定（平日）** 7：00～18：00　延長保育料 100 円/30 分 7:00 / 18:00 / 19:00 利用可能保育時間(最長11時間) / 延長 **保育標準時間認定（土曜日）** 7：30～18：30　延長保育料 100 円/30 分 7:00 / 7:30 / 18:30 / 19:00 延長 / 利用可能保育時間(最長11時間) / 延長 **保育短時間認定** 8：30～16：30　延長保育料 100 円/30 分 7:00 / 8:30 / 16:30 / 18:00 延長保育 / 利用可能保育時間(最長8時間) / 延長保育 1 号 **教育標準時間** 7：30～16：00(内 7 時間選択。但し 9 時以降の登園設定は不可。基本は 8：30～15：30) 7:30 / 16:00 教育標準時間 利用の制限）土曜日、夏期休暇（8/11～8/17)、冬期休暇（12/28～1/5)、春期休暇（3/26～3/31）	

大朝	私）**大朝こども園** 大朝 4650 TEL：0826-82-2205 	特色 はだし保育・食育(菜園活動・クッキング)・運動指導 えいごあそび・お茶のおけいこ・文化芸能活動（太鼓、銭太鼓） 夏まつり会・幼年消防クラブ・子育て支援センター地域拠点

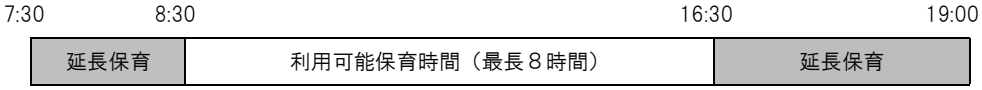
時間と料金の設定

2･3号

保育標準時間認定　7：30～18：30　延長保育料　100 円/30 分

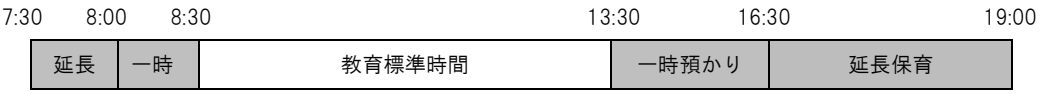


保育短時間認定　8：30～16：30　延長保育料　100 円/30 分



1 号

教育標準時間　8：30～16：30　一時預かり料　無料　延長保育料 100 円/30 分



利用の制限）　土曜日、夏季休暇、冬季休暇、春季休暇

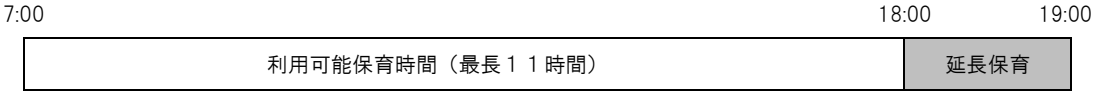
豊平	私）**認定こども園ふたば** 志路原 471 TEL：0826-83-1170 	特色【広島県認定　自然保育認証園】 自然体験環境教育・シェアリングネイチャーを取り入れた保育 まことの保育（仏教保育）・バス運行 体操教室・幼年消防クラブ 手作りおやつ．食育（菜園活動） 子育て支援センター地域拠点
時間と料金の設定	2･3号 **保育標準時間認定**　7：00～18：00　延長保育料　100 円/30 分 7:00 / 18:00 / 19:00 利用可能保育時間（最長 11 時間）｜延長保育 **保育短時間認定**　8：30～16：30　一時預かり料　無料　延長保育料　100 円/30 分 7:00 / 8:00 / 8:30 / 16:30 / 19:00 延長保育｜一時｜利用可能保育時間（最長８時間）｜延長保育 1 号 **教育標準時間**　8：30～13：30　一時預かり料　無料　延長保育料　100 円/30 分 8:00 / 8:30 / 13:30 / 16:30 / 18:00 一時預｜教育標準時間｜一時預かり｜延長保育 利用の制限）　土曜日、夏期休暇（8 月中旬）、冬期休暇（12 月下旬 1 月上旬） 春期休暇（3 月下旬）　ただし、相談可能	
豊平	私）**吉坂保育所** 阿坂 4535-1 TEL:0826-84-1000 	特色 子育て支援センター協力園開放 幼年消防クラブ　食育(菜園活動･クッキング)
時間と料金の設定	2･3号 **保育標準時間認定**　7:30～18:30　延長保育料　100 円/30 分 7:00 / 7:30 / 18:30 / 19:00 延長｜利用可能保育時間(最長11時間)｜延長保育 **保育短時間認定**　8:30～16:30　延長保育料　100 円/30 分 7:00 / 8:30 / 16:30 / 18:00 延長保育｜利用可能保育時間(最長8時間)｜延長保育	

豊平	私）**都谷こども園** 戸谷 2011-1 TEL：0826-83-1238 0826-75-3080	特色 園庭全面芝生・体操教室・リトミック教室（月２回）・幼年消防クラブ・まことの保育（仏教保育）・食育・菜園活動・子育て支援センター協力園

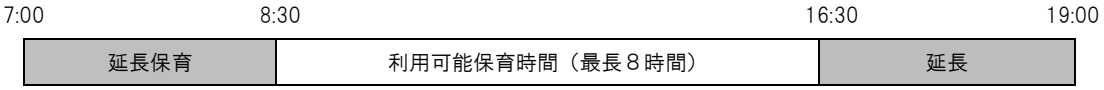
時間と料金の設定

2･3号

保育標準時間認定　7：00～18：00　延長保育料　100 円/30 分

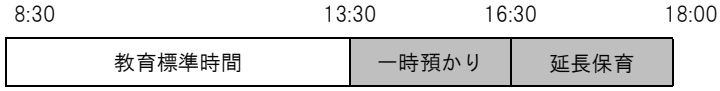


保育短時間認定　8：30～16：30　延長保育料　100 円/30 分



1 号

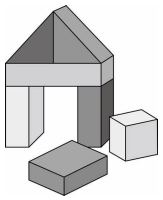
教育標準時間　8：30～13：30 一時預かり料　無料　延長保育料　100 円/30 分



利用の制限）　夏季休暇(8/12～8/18)、冬期休暇(12/26～1/6)

千代田

私）蔵迫こども園



蔵迫 157-2
TEL：72-2127
0826-75-4336

特色

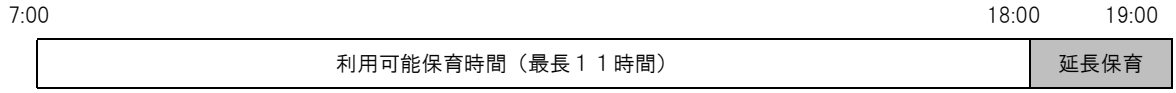
まことの保育（仏教保育）・俳句カルタ
和久洋三の創造活動と積み木遊び・水泳教室・食育
はだし保育（夏期）・３歳未満児紙おむつ自園処理（有料）

時間と料金の設定

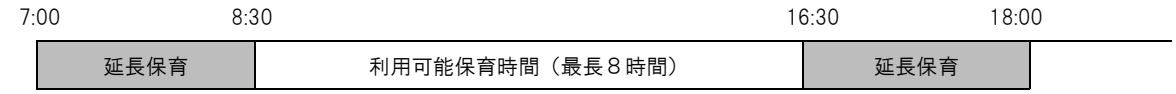
2･3号

主食費 800 円/月額

保育標準時間認定　7：00～18：00　延長保育料　200 円/日



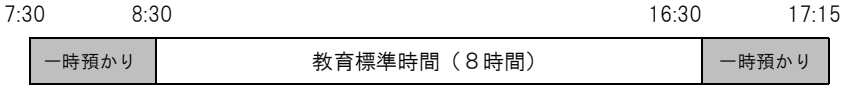
保育短時間認定　8：30～16：30



1 号　主食費 800 円/月額

教育標準時間　8：30～16：30　一時預かり料　無料

※7:30～8:30、16:30～17:00 の一時預かり利用に際して就労等の状況に応じて園長と面談の上決定



利用の制限）　土曜日、夏季休暇、冬期休暇、春季休暇　休暇中に関しては相談可能

千代田

私）ルンビニこども園



有田 104
TEL：0826-72-2377

特色

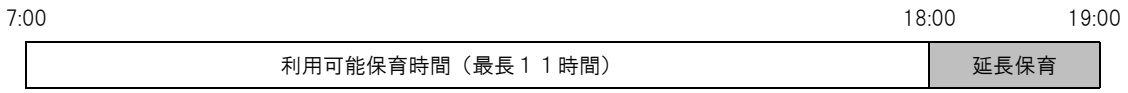
食育、体操教室、水泳教室、まことの保育（仏教保育）

時間と料金の設定

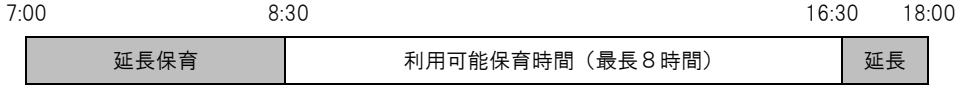
2･3号

完全給食のため主食費１0,00 円/月額

保育標準時間認定　7：00～18：00　延長保育料　200 円/日



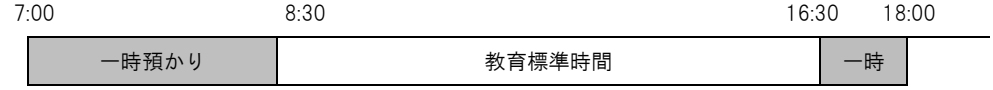
保育短時間認定　8：30～16：30　延長保育料　200 円/時間



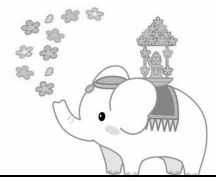
1 号　完全給食のため主食費１0,00 円/月額

教育標準時間　8：30～16：30　一時預かり料　200 円/時間

※就労など状況に応じて一時預かり利用の相談をお受けします



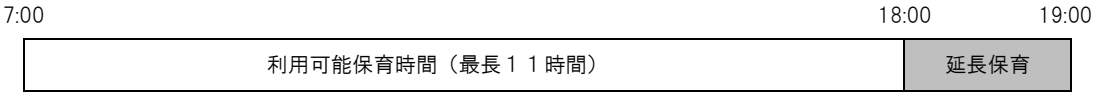
利用の制限）土曜日、夏季休暇(8/1～8/31)、冬期休暇(12/26～1/7)、春季休暇(3/25～4/4)
休暇中は随意登園（夏季休暇は、給食代 300 円/日×利用日数分を徴収します。）

千代田	私）**壬生こども園** 壬生 131 TEL：0826-72-5221 	特色 夏期はだし保育･体操教室･水泳教室･まことの保育（仏教保育）･食育（菜園活動・給食試食会）・絵本の貸し出し

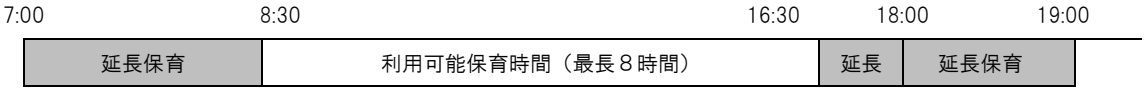
時間と料金の設定

2･3号

保育標準時間認定　7：00～18：00　延長保育料　200 円/日

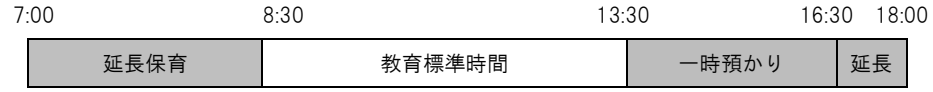


保育短時間認定　8：30～16：30　延長保育料　200 円/回



1 号

教育標準時間　8：30～13：30　一時預かり料　無料　延長保育料　200 円/回



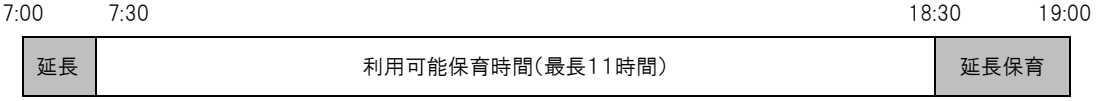
利用の制限）土曜日、夏期休暇(8 月中旬)、冬期休暇(12 月下旬、1 月上旬)、春期休暇(3 月下旬)

千代田	公)**本地保育所** 本地 2675-1 TEL:0826-72-2494 	特色 異年齢保育・はだし保育（冬場寒い時を除く） 食育・園外保育・安全教室・体操教室・水泳教室 お茶の稽古・幼年消防クラブ

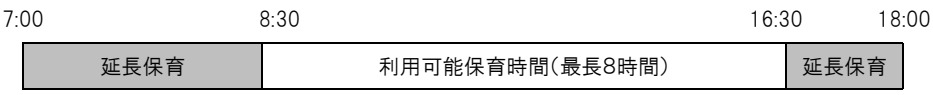
時間と料金の設定

2･3号

保育標準時間認定　7:30～18:30　延長保育料 100 円/30 分



保育短時間認定　8:30～16:30　延長保育料 100 円/30 分



千代田	公)**南方保育所** 南方 1837 TEL：0826-72-4678 	特色 異年齢保育・はだし保育（冬場寒い時を除く） 食育・園外保育・安全教室・体操教室・水泳教室 幼年消防クラブ
時間と料金の設定	2･3号 **保育標準時間認定**　7:30～18:30　延長保育料 100 円/30 分 7:00　7:30　18:30　19:00 延長 \| 利用可能保育時間(最長11時間) \| 延長保育 **保育短時間認定**　8:30～16:30　延長保育料 100 円/30 分 7:00　8:30　16:30　18:00 延長保育 \| 利用可能保育時間(最長8時間) \| 延長保育	

11．子育て支援センター

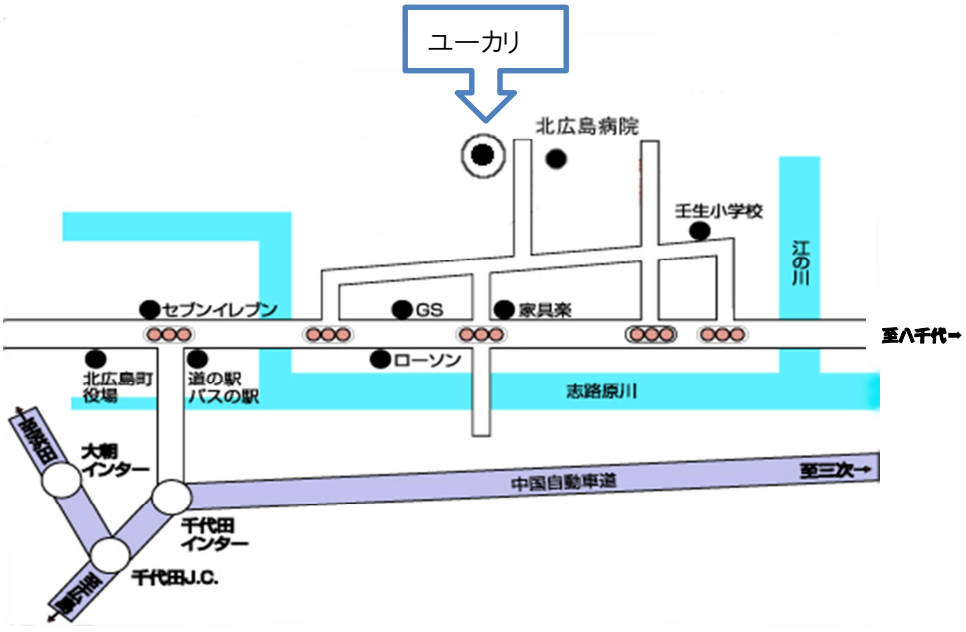
子育て支援センターは、育児相談、保育園児との交流、子育てサークルの支援、親子の友だちづくりなどを目的に、町内に 4 か所あります。

名称	実施園（場所）	事業内容	休所日
芸北子育て支援センター 	幼保連携型認定こども園 さつきヶ丘こども園 北広島町大元 208-1 電話：0826-35-0048 mail: kosodate@satsukigaoka.com	・園庭開放 ・子育て相談 ・なかまいり ・面接・電話相談 ・ママ友クラブ ・園児交流	土曜・日曜・祝日 年末年始
大朝子育て支援センター 	幼保連携型認定こども園 大朝こども園 北広島町大朝 4650 電話：0826-82-7200	・園庭開放 ・子育て相談 ・わくわく広場（育児講座） ・ぽかぽかカフェ（食育） ・おたのしみ会	土曜・日曜・祝日 年末年始
千代田子育て支援センターすこやか 	幼保連携型認定こども園 ルンビニこども園 （すこやか） 北広島町有田 98-2 電話：0826-75-3901	・子育て親子の交流の場 ・子育て相談 ・育児講座 ・情報提供	土曜・日曜・祝日 年末年始
豊平子育て支援センタールンルン 	幼保連携型認定こども園 ふたば （ルンルン） 北広島町志路原 471 電話：0826-83-0008	・子育てルンルン（園開放） ・ルンルン通信の発行（月 1 回） ・子育て相談・妊婦育児相談 ・リフレッシュ講座 ・親子でたのしむ会 ・おたのしみ会　・妊婦育児相談 ・サークル支援ふたご・みつごサークル	土曜・日曜・祝日 年末年始 お盆

１２．病児・病後児保育事業

病気回復期で保育所等の集団生活が難しい時期の児童を、仕事等の都合で保護者が看ることができない場合、専用の保育室でお預かりする事業です。

実施施設：病児・病後児保育室「ユーカリ」
（医療法人明和会　北広島町壬生 309-1）
対象児　：生後 3 か月程度～小学校 6 年生まで　　利用定員 3 名
利用時間：月曜日～金曜日　8：30～17：30
（土日・祝日・8 月 14～16 日・12 月 29 日～1 月 3 日を除く）
利用方法：①登録申請書により、あらかじめ登録をお願いします。
②病気になったら、かかりつけ医に受診してください。
③病児・病後児保育室利用可能と医師が判断した場合、医師確認書を作成してもらいます。（確認書は町内の医療機関にはあります。町外の場合は事前に役場こども家庭課またはユーカリまで取りにお越しいただくか、ホームページよりダウンロードしてください。）
④「ユーカリ」に電話で予約してください。
⑤利用申込書に医師確認書を添付し、子どもを預ける。
利用料金：町内在住者・在勤者　　500 円/1 日
※減免制度あり　役場こども家庭課子育て支援係に申請をしてください
：町外在住者　　1,500 円/1 日
おやつ・弁当持込み可（注文の場合：昼食 500 円・おやつ 100 円）
利用期間：連続 5 日まで
＊定員数・病気の内容により、お受けできない場合があります。
申込み先：明和会託児所メルヘン横　病児・病後児保育室「ユーカリ」
TEL0826-72-0822



連絡先　TEL（0826）72-0822　メルヘン横　病児・病後児保育室ユーカリ

１３．ファミリー・サポート・センター事業について

育児の支援をお願いしたい人(依頼会員)と育児の支援をする人(提供会員）による地域相互扶助の制度です。

応援内容：保育施設・児童クラブへの送迎・終了後の預かり
　　冠婚葬祭等、預かりの必要なとき　など
対象年齢：原則 6 か月～小学 6 年生　（ただし、提供会員が応じられる範囲内で、
　　ご相談に応じます。また、対応できない場合はお断りする事もあります。）
利用時間：7：30～20：00　　週６日以内　１回の預かりは原則４時間以内
利用料金：月曜日～土曜日　　600 円/1 時間（内 300 円を町で補助します）
　　（１時間を超えた場合は１５０円/３０分を追加）
　　：日曜・祝日・年末年始　700 円/1 時間（内 350 円を町で補助します）
　　（１時間を超えた場合は１７５円/３０分を追加）
　　＊送迎時は、ガソリン代が必要です（20 円/km）
　　＊おやつ、夕食が必要な場合は、依頼会員が用意するか、実費を負担。

申込み先：北広島町役場こども家庭課　子育て支援係　℡0826-72-7350

１４．一時預かりについて

一時的に保育が必要となるとき（パートタイムの就労や保護者の入院、突然の不幸など）、保育施設に入所していなくても保育施設の一時預かりを利用することができます。対象は未就学児で、保育時間は通常の保育時間を超えない範囲でのご利用となります。ご希望の際は直接各保育施設にお問い合わせください。料金は施設ごとに異なります。

（公)南方保育所･本地保育所

0 歳児 700 円/時間　1.2 歳児 400 円/時間　3 歳児 250 円/時間　4 歳以上児 200 円/時間

さつきヶ丘こども園　※計算は 15 分毎

0～1歳未満 500 円/時間　1～3歳未満 400 円/時間　3 歳～4歳未満 300 円/時間　4 歳～200 円/時間

大朝こども園

0 歳児 600 円/時間　1.2 歳児 400 円/時間　3 歳児 250 円/時間　4 歳以上児 200 円/時間

認定こども園ふたば

0 歳児 500 円/時間　1.2 歳児 400 円/時間　3 歳児 300 円/時間　4.5 歳児 200 円/時間

吉坂保育所

3歳未満児　300 円/時間　　3歳以上児　200 円/時間

都谷こども園

0 歳児 500 円/時間　1.2 歳児 400 円/時間　3 歳児 250 円/時間　4 歳以上児 200 円/時間

蔵迫こども園

0 歳児 600 円/時間　1.2 歳児 300 円/時間　3 歳以上児　200 円/時間

ルンビニこども園

0 歳児 600 円/時間　1.2 歳児 400 円/時間　3 歳児 250 円/時間　4 歳以上児 200 円/時間

壬生こども園

0 歳児 700 円/時間　1.2 歳児 400 円/時間　3 歳児 250 円/時間　4 歳以上児 200 円/時間